

第211期

# 定時株主総会 招集ご通知



SHIKOKU ALLIANCE

四国アライアンス

日時 2025年6月27日（金曜日）  
午前10時

場所 高知市南はりまや町一丁目1番1号  
四国銀行 本店5階 大会議室

\*議決権につきましては、書面またはインターネット等による事前行使にご協力いただきますようお願い申し上げます。

\*株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産はご用意しておりません。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

書面(郵送)または  
インターネットによる

議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後5時30分まで



## 招集ご通知につきまして

招集ご通知の全文は当行ウェブサイトに掲載しております。

書面交付請求された株主さまには、法令及び定款の定めに従い、電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。

 四国銀行

証券コード：8387

(証券コード8387)  
2025年6月5日  
(電子提供措置の開始日2025年5月29日)

株 主 各 位

高知市南はりまや町一丁目1番1号

**株式会社 四 国 銀 行**

取締役頭取 小林達司

## 第211期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第211期定時株主総会を下記により開催いたしますので、通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

<https://www.shikokubank.co.jp/profile/stockholder/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当行名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

議決権の事前行使につきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、「議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、**2025年6月26日(木曜日)午後5時30分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時	2025年6月27日(金曜日) 午前10時 (受付開始時刻：午前9時)												
2. 場 所	高知市南はりまや町一丁目1番1号 当行本店 5階 大会議室												
3. 目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第211期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件 2. 第211期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 <b>決議事項</b> <b>会社提案</b> <table border="1"><tr><td>第1号議案</td><td>剰余金の処分の件</td></tr><tr><td>第2号議案</td><td>取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件</td></tr></table> <b>株主提案</b> <table border="1"><tr><td>第3号議案</td><td>定款一部変更の件(1)</td></tr><tr><td>第4号議案</td><td>定款一部変更の件(2)</td></tr><tr><td>第5号議案</td><td>取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名解任の件</td></tr><tr><td>第6号議案</td><td>監査等委員である取締役3名解任の件</td></tr></table>	第1号議案	剰余金の処分の件	第2号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件	第3号議案	定款一部変更の件(1)	第4号議案	定款一部変更の件(2)	第5号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名解任の件	第6号議案	監査等委員である取締役3名解任の件
第1号議案	剰余金の処分の件												
第2号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件												
第3号議案	定款一部変更の件(1)												
第4号議案	定款一部変更の件(2)												
第5号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名解任の件												
第6号議案	監査等委員である取締役3名解任の件												

**第3号議案から第6号議案は株主からの提案となっておりますが、取締役会としてはこの議案に反対しております。**

なお、議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令及び当行定款第17条の規定に基づき、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては記載しておりません。したがって、当該書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使のご案内

書面またはインターネット等による事前行使にご協力いただきますようお願い申し上げます。

## 事前に議決権を行使いただく場合

### ■ 書面による議決権行使

#### 議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）  
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。  
詳しくは下記をご覧ください。

### ■ インターネットによる議決権行使

#### 議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）  
午後5時30分受付分まで



詳細は  
5頁から6頁を  
ご覧ください。

当行指定の議決権行使ウェブサイト  
にアクセスしていただき、行使  
期限までに賛否をご登録ください。

#### 議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

## 株主総会にご出席 いただく場合

#### 株主総会開催日時

2025年6月27日（金曜日）  
午前10時



ご入場に際しては、同封の議決権  
行使書用紙を会場受付にご提出く  
ださい。

## 議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書		株主番号	議決権行使回数	備																
株式会社四国銀行 御中																				
私は、2025年6月27日開催の株式会社四国銀行第211期定時株主総会（その継続会または延会を含む）の各議案につき、右記（賛否をO印で表示）のとおり議決権を行使します。																				
2025年6月 日																				
各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。 株式会社四国銀行																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">会社提案</th> <th colspan="2">株主提案</th> </tr> <tr> <th>第1号議案</th> <th>第2号議案（付随議案）</th> <th>第3号議案</th> <th>第4号議案（付随議案）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賛</td> <td>賛</td> <td>賛</td> <td>賛</td> </tr> <tr> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> </tr> </tbody> </table>					会社提案		株主提案		第1号議案	第2号議案（付随議案）	第3号議案	第4号議案（付随議案）	賛	賛	賛	賛	否	否	否	否
会社提案		株主提案																		
第1号議案	第2号議案（付随議案）	第3号議案	第4号議案（付随議案）																	
賛	賛	賛	賛																	
否	否	否	否																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">株主提案</th> </tr> <tr> <th>第5号議案（付随議案）</th> <th>第6号議案（付随議案）</th> <th>第7号議案（付随議案）</th> <th>第8号議案（付随議案）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賛</td> <td>賛</td> <td>賛</td> <td>賛</td> </tr> <tr> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> </tr> </tbody> </table>					株主提案				第5号議案（付随議案）	第6号議案（付随議案）	第7号議案（付随議案）	第8号議案（付随議案）	賛	賛	賛	賛	否	否	否	否
株主提案																				
第5号議案（付随議案）	第6号議案（付随議案）	第7号議案（付随議案）	第8号議案（付随議案）																	
賛	賛	賛	賛																	
否	否	否	否																	
<p><b>ご注意</b>                      当行取締役会は、「株主提案」に反対しております。                      「株主提案」[第3号議案から第6号議案]については、                      当行取締役会意見に賛成の場合：「否」、                      株主提案に賛成の場合：「賛」、                      O印でご表示ください。</p>																				
<p><b>お願い</b>                      1. 事前に次のいずれかの方法により、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。                      (1)書面による議決権の行使                      この議決権行使書用紙にご賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木）午後5時30分までにご届出ください。                      (2)電磁的方法（インターネット）による議決権の行使                      下記QRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトへアクセスし、2025年6月26日（木）午後5時30分までにご賛否をご表示ください。この場合、議決権行使書を送る必要はありません。                      2. 前2項のほか、第5号議案および第6号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、拒絶ご届出に添付の「株主総会参加履歴」に当該の当該候補者の番号をご記入ください。                      3. 賛否のご表示は、黄色のボールペンにより、はきりごO印をご記入ください。                      4. 株主総会にご出席の際は、この部分を切り離すに会場受付へご提出ください。</p>																				
<p>スマートフォン用 議決権行使 ウェブサイト ログインQRコード</p>																				
株式会社 四国銀行																				

こちらの赤枠内に、  
各議案の賛否をご表示ください。

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主からご提案された議案）の決議を行います。

第3号議案から第6号議案は一部の株主からのご提案です。  
取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案・当行取締役会の意見に  
賛成いただける場合

会社提案	
第1号議案	第2号議案 (下の候補) (注を参照)
賛	賛
否	否

株主提案			
第3号議案	第4号議案	第5号議案 (下の候補) (注を参照)	第6号議案 (下の候補) (注を参照)
賛	賛	賛	賛
否	否	否	否

会社提案・当行取締役会の意見に  
反対される場合

会社提案	
第1号議案	第2号議案 (下の候補) (注を参照)
賛	賛
否	否

株主提案			
第3号議案	第4号議案	第5号議案 (下の候補) (注を参照)	第6号議案 (下の候補) (注を参照)
賛	賛	賛	賛
否	否	否	否

!

右記のように賛成、反対の両方に○  
を付けた場合には**無効**となります。

会社提案	
第1号議案	第2号議案 (下の候補) (注を参照)
賛	賛
否	否

次ページのインターネットにより議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例を参照の上、賛否をご入力ください。

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時30分受付分まで

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する下記のアクセス手順によってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

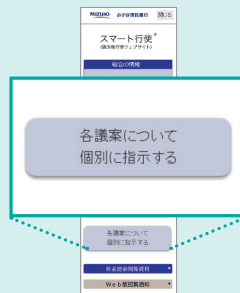
## 「スマート行使」による方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は  
**1回のみとなります。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、「**議決権行使コード・パスワードを入力する方法**」で再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移します。

### ご注意事項

- 1 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- 2 インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- 3 株主さまのインターネット利用環境や、ご利用の端末機種などによっては、ご利用いただけない場合もございます。
- 4 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

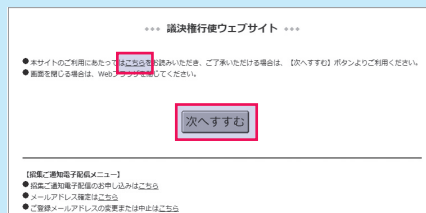
### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

### 議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

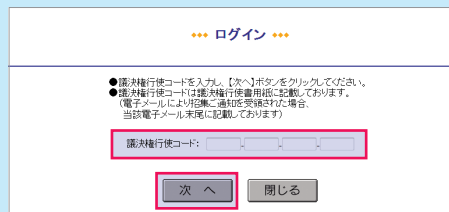
### 2 「次へすすむ」をクリック

画面内の「こちら」のリンクをクリックし、「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック



### 3 ログイン

「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック  
パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力し、株主さまがご使用になるパスワードを登録してください。



※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書用紙」の右片裏面に記載されております。


以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

#### お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

#### システム等に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

#### 機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

## 第211期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告

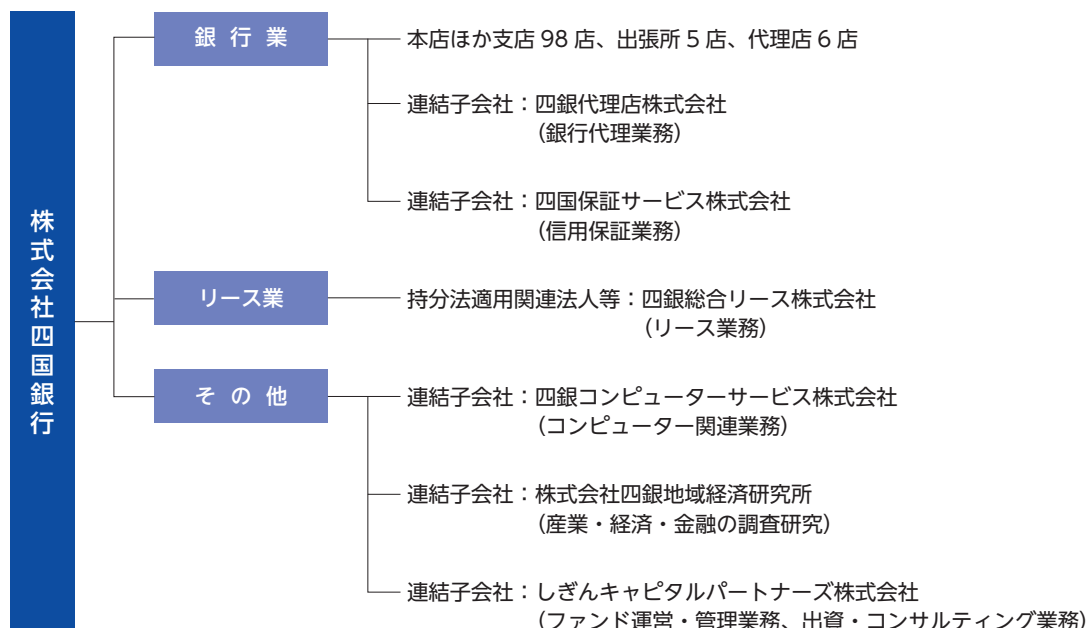
### 1 当行の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

##### ① 企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び子会社等の計7社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しております。

主要な事業を系統図によって示すと次のとおりであります。





## ② 金融経済環境

2024年度のわが国経済は、個人消費には一部足踏みが残るものの、持ち直しの動きもみられました。また、雇用情勢に改善の動きがみられ、公共投資も堅調に推移するなど、景気は緩やかに回復しました。

当行の主要地盤であります四国地区の経済におきましては、住宅投資は弱めの動きとなっているものの、設備投資や個人消費は底堅く推移し、雇用情勢も緩やかに改善するなど全体として景気は緩やかに持ち直しました。

金融市場におきましては、日本銀行が2024年7月と2025年1月に政策金利引き上げを実施し、長らく続いた低金利環境に大きな変化がみられました。また、期末にかけてはトランプ政権による関税政策を材料として、内外の金利・株価・為替相場が乱高下する局面がありました。

## ③ 企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果

このような金融経済情勢のもと、当連結会計年度は、「地域と産業を牽引するベスト&リライアブル カンパニー」の実現に向けた変革の第一歩と位置付けた中期経営計画の2年目として、中期経営計画で掲げた各施策を着実に実施しました。

### (お客さまへの取組み)

経済活動や金融政策の正常化が進む一方で、原材料・エネルギー価格の高止まり、円安の継続、深刻な労働力不足等、多様化するお客さまの経営課題に対し、お客さま視点に立ったコンサルティング活動を徹底しました。

法人のお客さまに対しましては、営業店と本部が連携し、資金繰り支援や経営改善支援に取り組むとともに、カーボンニュートラルや人財サービス、お客さまの課題解決や成長支援に積極的に取り組みました。

デジタル化支援では、「デジタルプランニングデスク」が生産性向上・業務効率化を目的に、お客さまごとのコンサルティングを実施するとともに、店舗経営の効率化や労務管理の効率化につながるセミナーを開催しました。

個人のお客さまに対しましては、ファイナンシャルアドバイザー一部と営業店が一体となって、お客さま一人ひとりのライフステージに応じた資産運用や資産形成のアドバイスを行いました。

お客さまの利便性向上に向けては、四国銀行アプリの機能拡充に積極的に取り組むとともに、パソコンやスマートフォン上でお申込みからご融資実行までの一連の手続きを行う「Web完結ローン」の取り扱いを拡大し、大半の個人ローン商品でご利用いただけるようになりました。

#### (地方創生への取組み)

起業や事業承継等、企業の成長・発展に資する支援を行うために、昨年10月、当行100%出資による投資専門子会社「しぎんキャピタルパートナーズ株式会社」を設立し、当行子会社の四銀地域経済研究所にて投資活動を行っていた「しぎん地域活性化2号ファンド（出資枠10億円）」の運営を同社に変更しました。

また、今年1月に、事業承継に課題を抱える中小・中堅企業等を投資対象とした「しぎんみらいファンド（出資枠20億円）」を新設し、運営を開始しました。

四国アライアンスにおきましては、四国創生の実現に向けて、若手人材の定着・育成を支援することを目的に、昨年6月に、「四国アライアンス奨学金返還支援制度」を設立しました。複数の金融機関による奨学金返還支援制度の設立は、全国で初の取り組みとなります。4行合計で120社を超える賛同企業さまにご登録いただき、2024年度は43名の支援対象者を採択しました。

※四国アライアンス：四国銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行の4行による四国創生に向けた包括連携

(人財開発およびウェルビーイング実現に向けた取組み)

人財開発に関しましては、2024年度から通信講座の受講料を全額銀行負担とし、従業者のリスクリテラシーや能力を高める自己啓発への積極的な取組みを支援しました。また、中期経営計画の取組みにも関連するIT・DX、脱炭素をはじめとするサステナビリティに関する資格取得を推奨し、資格取得者はいずれも目標を上回りました。

ウェルビーイング実現に向けた取組みにつきましては、従業員がやりがい・働きがいを感じ、活躍できる環境の実現に向け、育児休職の一部有給化や、育児サポート休暇の対象範囲および付与日数を拡大するなど、夫婦とともに育児参画できる環境整備を実施しました。さらに、高知県のリーディングカンパニーとして、少子化の急速な進行に対応し地域の活性化を目指すことを目的に、昨年10月に子育て一時金・不妊治療支援金を新設し、従業員が安心して出産・育児できる職場環境を整備し、育児や不妊治療と仕事の両立支援を一層強化しました。

また、多様な人財が活躍できる職場環境を構築するため、人事部内に障がい者雇用専用執務室「業務連携グループ」を新設しました。

(サステナビリティへの取組み)

「サステナビリティ方針」に基づき、南国事務センターをはじめとした設備更新時の省エネ設備と高効率機器の導入などを通じて、2050年度のカーボンニュートラルの実現とともに、2030年までにCO<sub>2</sub>排出量を2013年度比で50%削減する目標に取り組んでいます。

またサステナブルファイナンスは2023～2024年度累計で1,494億円を実行し、1年前倒しで2026年3月末の目標を達成したため、2030年12月末までの推進目標を3,000億円から5,000億円に引き上げました。お客様のサステナビリティに対する取組みへの金融面からの支援を強化し、持続可能な地域社会の実現につなげてまいります。

<主要勘定・損益>

預金につきましては、地方公共団体預金は増加しましたが、法人預金や個人預金の減少により、前連結会計年度末比476億円減少の2兆9,500億円となりました。また、譲渡性預金を含めた預金等につきましては、前連結会計年度末比615億円減少の2兆9,785億円となりました。

貸出金につきましては、個人向け貸出金や事業性貸出金の増加等により、前連結会計年度末比176億円増加の2兆1,034億円となり、連結会計年度末ベースで過去最高となりました。

有価証券につきましては、ポートフォリオ改善のために国債の入替売買や投資信託の売却を実施しました結果、前連結会計年度末比1,006億円増加の1兆128億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、有価証券利息配当金や貸出金利息の増加等により、前連結会計年度比13億47百万円増加し538億33百万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損は減少しましたが、与信費用や預金利息の増加等により、前連結会計年度比3億86百万円増加し435億52百万円となりました。この結果、経常利益は、前連結会計年度比9億62百万円増加の102億81百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、同4億72百万円減少の68億13百万円となりました。

<株主還元>

2024年11月に株主還元方針を変更し、これまでの1株当たり年間35円の安定配当から、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%以上を目標とすることとしました。また、経済情勢や財務状況等を勘案のうえ、柔軟かつ機動的な自己株式の取得を実施してまいります。

当連結会計年度の配当は、中間配当25円（実施済み）、期末配当25円の年間50円（前連結会計年度から10円増配）となる予定です。この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向は30.6%となる見込みです。

<政策保有株式の縮減>

コーポレートガバナンス・コードの原則に沿った政策保有株式の縮減を継続し、当連結会計年度は簿価ベースで1,989百万円の縮減を実施しました。この結果、当連結会計年度末の政策保有株式（貸借対照表計上額）の連結純資産に占める割合は18.8%となりました。

#### ④ 対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少・少子高齢化という社会構造問題に加え、デジタル化の進展や、日本銀行の政策金利引き上げに伴う「金利のある世界」への移行など、大きな転換期を迎えています。

こうした経営環境の中、当行は、10年ビジョンである「地域と産業を牽引するベスト&リライアブル カンパニー」の実現に向けて、中期経営計画に掲げる諸施策を着実に押し進めてまいります。具体的な施策は以下のとおりです。

- ◇ お客さま視点に立ったコンサルティング活動の徹底
  - ・ お客さまの課題解決に資する事業者支援の取組み強化
  - ・ お客さま本位の業務運営の徹底とライフステージに応じたサービスの提案
  - ・ エリア営業の着実な遂行
- ◇ お客さまとの接点拡大と満足度向上
  - ・ 融資業務改革と営業店内務事務改革の着実な実施
  - ・ 預金・NISAの推進、四銀アプリ等のサービス利用を通じたお客さまとの接点拡大
  - ・ 「おもてなし」の徹底によるお客さま満足度向上
- ◇ 人財開発・育成の取組み強化と働きがいにつながる環境構築
  - ・ 一人ひとりの成長につながる人財開発・育成の取組み強化
  - ・ 多様な人財の活躍に向けた態勢整備
- ◇ 金融環境の変化等を踏まえたリスク管理態勢の強化
  - ・ 金利上昇局面における信用リスク・市場リスク管理態勢の強化
  - ・ サイバーセキュリティ、マネー・ローンダリング等対策の実効性向上

2025年度は「中期経営計画2023」の施策を着実に遂行することで、「地域と産業を牽引するベスト&リライアブル カンパニー」の実現を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

## イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	43,527	60,695	52,486	53,833
経常利益	10,948	7,903	9,319	10,281
親会社株主に帰属する当期純利益	7,945	5,549	7,285	6,813
包括利益	△2,506	△2,922	19,700	△6,063
純資産額	154,622	149,959	168,229	160,213
総資産	3,632,696	3,324,626	3,309,612	3,375,148

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## □ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預 金	2,995,140	3,003,989	2,999,784	2,952,238
定期性預金	1,043,306	995,975	924,538	911,774
その他	1,951,833	2,008,014	2,075,245	2,040,464
貸 出 金	1,911,893	1,979,205	2,085,462	2,103,033
個人向け	361,389	368,299	380,295	394,296
中小企業向け	1,005,953	1,051,560	1,138,710	1,153,642
その他	544,551	559,345	566,456	555,095
商品有価証券	9	26	—	—
有 価 証 券	941,385	804,704	907,791	1,008,668
国 債	112,749	112,266	116,336	281,475
その他	828,635	692,438	791,455	727,193
総 資 産	3,627,523	3,318,702	3,299,695	3,366,038
内 国 為 替 取 扱 高	14,858,174	14,969,455	15,459,754	16,057,788
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 4,536	百万ドル 5,213	百万ドル 4,858	百万ドル 5,802
経 常 利 益	10,493	7,715	8,855	10,234
当 期 純 利 益	7,711	5,545	7,045	6,920
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 184 89	円 銭 132 79	円 銭 168 51	円 銭 165 35
信 託 財 産	44	44	37	56
信 託 報 酬	0	0	0	0

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末	
	銀 行 業	そ の 他 の 事 業
使 用 人 数	1,247人	35人

注. 使用人数は就業者数であり、執行役員を含み、嘱託及び臨時従業員は含めておりません。



#### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

##### イ 銀行業

株式会社四国銀行

高知県内：本店営業部ほか57店

徳島県内：徳島営業部ほか22店

香川県内：高松支店ほか6店

愛媛県内：松山支店ほか5店

本州地区：東京支店ほか9店

四国保証サービス株式会社：高知本社

四銀代理店株式会社：高知本社

##### ロ 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業務以外の主要業務
四銀代理店株式会社	高知市菜園場町1番21号	—

注. 四銀代理店株式会社は、東津野代理店、美良布代理店、大栃代理店、大田口代理店、久礼代理店、宇佐代理店の業務運営を行っております。

##### ハ 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社大和ネクスト銀行

##### ニ その他の事業

四銀コンピューターサービス株式会社：高知本社

株式会社四銀地域経済研究所：高知本社

しぎんキャピタルパートナーズ株式会社：高知本社

**(5) 企業集団の設備投資の状況**

## イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	1,684
合計	1,684

## □ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	事務機械やソフトウェアへの投資	864
合計	—	864

**(6) 重要な親会社及び子会社等の状況**

## イ 親会社の状況

該当ありません。

## □ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
四銀代理店 株式会社	高知市菜園場町1番21号	銀行代理業務	百万円 20	% 100.00	—
四国保証サービス 株式会社	高知市菜園場町1番21号	信用保証業務	百万円 50	% 100.00	—
しぎんキャピタル パートナーズ株式会社	高知市南はりまや町一丁目1番1号	ファンドの運営・管理業務、出資・コンサルティング業務	百万円 100	% 100.00	—
四銀コンピューター サービス株式会社	高知県南国市蛸が丘二丁目1番地	コンピューター関連業務	百万円 20	% 60.00	—
株式会社四銀地 域経済研究所	高知市菜園場町1番21号	産業・経済・金融の調査研究	百万円 10	% 52.50	—
四銀総合リース 株式会社	高知市菜園場町1番21号	リース業務	百万円 50	% 25.37	—

注. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。

- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- ④ 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社伊予銀行との提携により、現金自動設備を相互開放し、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社伊予銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携「四国アライアンス」を締結しております。
- ⑥ 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結しております。
- ⑦ 大和証券株式会社との間で、金融商品仲介業務に係る包括的業務提携を締結しております。
- ⑧ 幡多信用金庫との間で、地域・お客さまの持続的な成長・発展に貢献することを目的とした「持続可能な地域の実現に向けた業務提携契約」を締結しております。

#### **(7) 事業譲渡等の状況**

該当ありません。

#### **(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当ありません。

## 2 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山元文明	(代表取締役) 取締役会長	公益社団法人高知法人会 会長 一般社団法人高知県法人 会連合会 会長	—
小林達司	(代表取締役) 取締役頭取	一般社団法人高知県銀行 協会 会長	—
須賀昌彦	常務取締役	—	—
橋谷正人	常務取締役	—	—
白石功	常務取締役	—	—
伊東瑞文	取締役徳島営業本部長	—	—
常光憲	取締役本店営業部長	—	—
尾崎嘉則	取締役(社外取締役)	—	注1
西村純子	取締役監査等委員	—	注2
稲田知江子	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士 (ひいらぎ法律事務所)	注1
金本康	取締役監査等委員(社外取締役)	税理士 (金本康税理士事務所)	注1、注3
酒井俊和	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士(弁護士法人 キャストグローバル)	注1

注1. 尾崎嘉則、稲田知江子、金本康及び酒井俊和の4氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

2. 西村純子氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席や会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を、監査等委員全員に共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

3. 監査等委員金本康氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

- ・当該方針の決定方法

取締役の個人別報酬等の内容について、次の内容とすることを取締役会において決定しております。

- ・当該方針の内容の概要

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、各取締役が担う役割・責任や成果に応じた体系としております。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等は、当行の持続的成長や株主価値増大へのインセンティブとして機能するよう、業績連動型の譲渡制限付株式報酬を含む体系としております。監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等は、経営の監督機能を有効に機能させる観点から、固定報酬のみとしております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬等限度額の範囲内で、ガバナンス委員会における協議を経て、役位及び前年度の業績等に応じて取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬等限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等は、役位別に定めた固定報酬と業績連動型の譲渡制限付株式報酬で構成されております。譲渡制限付株式報酬につきましては、役位別固定部分と役位別変動部分で構成されており、役位別変動部分は前年度の当行単体の当期純利益の目標値と実績値の乖離率に応じて変動することとしております。この当期純利益は、総合的な収益力を表す指標であり、中期経営計画に基づく経営方針として毎年設定することから、業績連動に係る指標として選択しております。また、この譲渡制限付株式報酬の固定報酬に対する支給割合は12%～22%としております。

役位別に定めた固定報酬は、毎月支給しております。また、業績連動型の譲渡制限付株式報酬は、各事業年度につき、前事業年度に関する定時株主総会終結後から当該事業

年度に関する定時株主総会終結時までの期間の職務執行の対価として、原則として前事業年度に関する定時株主総会終結時から1カ月が経過する日までの間に取締役会を開催し、その決議に基づき、法定の期間を経て速やかに支給しております。なお、当事業年度における譲渡制限付株式報酬の支給日は2024年8月6日であります。

当事業年度の実行役員（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等につきましては、2018年4月から6月にかけて開催したガバナンス委員会の協議を経て、2018年6月26日開催の実行役員会において決定した報酬体系に基づき、支給しております。なお、この報酬体系は、2023年5月22日及び2024年5月27日開催のガバナンス委員会において適切性を検証し、その結果を2023年6月26日及び2024年6月24日開催の実行役員会に報告しております。

また、業績連動型の譲渡制限付株式報酬につきましては、報酬体系に定められた内容に基づく具体的な支給額を2023年7月24日及び2024年7月19日開催の実行役員会において決定しました。監査等委員である執行役員の報酬等につきましては、2023年6月29日及び2024年6月27日開催の監査等委員会において監査等委員である執行役員の協議により決定しました。

- ・当該事業年度に係る執行役員（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

執行役員（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、毎年ガバナンス委員会において2018年6月に決定した報酬体系の適切性の検証を行っているため、取締役会もその検証結果を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

## ② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	業績連動報酬等
取締役（監査等委員であるものを除く。）	9人	188	152	36
取 締 役（監 査 等 委 員）	6人	37	37	—
計	15人	226	189	36

注1. 支給人数及び報酬等には、当事業年度中に退任した取締役を含んでおり、支給人数はのべ人数を記載しております。

2. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等には、使用人分報酬等33百万円（うち賞与8百万円）が含まれておりません。
3. 業績連動報酬等は全て非金銭報酬等であり、譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度における費用計上額であります。
4. 譲渡制限付株式報酬については、①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであり、業績連動に係る指標となった当期純利益の推移は1（2）口、当行の財産及び損益の状況に記載のとおりであります。
5. 株主総会で定められた報酬等限度額は以下のとおりであります。

2018年6月26日開催の定時株主総会において決議された、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する報酬等限度額は年額216百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）（同定時株主総会終結時の員数は7名（うち社外取締役1名））、別枠で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額70百万円以内（同定時株主総会終結時の員数は6名）、監査等委員である取締役に対する報酬等限度額は年額70百万円以内（同定時株主総会終結時の員数は6名）であります。

## (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
尾 崎 嘉 則	当行は社外取締役及び取締役監査等委員との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
西 村 純 子	
稲 田 知 江 子	
金 本 康	
酒 井 俊 和	

## (4) 補償契約

該当ありません。



## (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行の取締役	当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当行取締役であり、全ての被保険者についてその保険料を全額当行が負担しております。ただし、犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としているほか、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
稲田 知江子	弁護士（ひいらぎ法律事務所） 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。
金本 康	税理士（金本康税理士事務所） 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。
酒井 俊和	弁護士（弁護士法人キャストグローバル） 当行と同法人との間には特別の関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
尾崎 嘉則	9年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。	企業経営者としての経営に関する幅広い知識と経験に基づく視点から監督機能を果たすことが期待されており、議案審議に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、取締役会のほか、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。
稲田 知江子	7年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席、また、監査等委員会15回の全てに出席しております。	弁護士としての豊富な専門知識と実務経験に基づく視点から監査・監督機能を果たすことが期待されており、議案審議に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
金本 康	4年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席、また、監査等委員会15回の全てに出席しております。	税理士としての豊富な専門知識と実務経験に基づく視点から監査・監督機能を果たすことが期待されており、議案審議に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。
酒井 俊和	4年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席、また、監査等委員会15回の全てに出席しております。	弁護士としての豊富な専門知識と実務経験に基づく視点から監査・監督機能を果たすことが期待されており、議案審議に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	25 (うち報酬以外 —)	—

### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

#### 4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 100,000千株  
 発行済株式の総数 42,400千株  
 (自己株式539千株を含む)

(2) 当年度末株主数 32,909名

#### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,759 千株	8.97 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,307	5.51
明治安田生命保険相互会社	1,815	4.33
日亜化学工業株式会社	988	2.36
四国銀行従業員持株会	987	2.35
日本生命保険相互会社	539	1.28
宮本 雅史	514	1.22
J P MORGAN CHASE BANK	483	1.15
四銀総合リース株式会社	471	1.12
損害保険ジャパン株式会社	415	0.99

注1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式 (539,547株) を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)	7人	普通株式 31,200株
社外取締役 (監査等委員であるものを除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)	①名称	株式会社四国銀行第1回新株予約権	1人
	②新株予約権の割当日	2012年8月8日	
	③新株予約権の数	209個	
	④目的となる株式の種類及び数	4,180株	
	⑤新株予約権の行使期間	2012年8月9日から 2042年8月8日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	
	①名称	株式会社四国銀行第2回新株予約権	1人
	②新株予約権の割当日	2013年8月6日	
	③新株予約権の数	166個	
	④目的となる株式の種類及び数	3,320株	
	⑤新株予約権の行使期間	2013年8月7日から 2043年8月6日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	
	①名称	株式会社四国銀行第3回新株予約権	1人
	②新株予約権の割当日	2014年8月12日	
	③新株予約権の数	232個	
	④目的となる株式の種類及び数	4,640株	
	⑤新株予約権の行使期間	2014年8月13日から 2044年8月12日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を 有する者の人数
取締役(監査等 委員であるもの 及び社外取締役 を除く。)	①名称	株式会社四国銀行第4回新株予約権	1人
	②新株予約権の割当日	2015年8月11日	
	③新株予約権の数	225個	
	④目的となる株式の種類及び数	4,500株	
	⑤新株予約権の行使期間	2015年8月12日から 2045年8月11日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の 地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に 限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	
取締役(監査等 委員であるもの 及び社外取締役 を除く。)	①名称	株式会社四国銀行第5回新株予約権	2人
	②新株予約権の割当日	2016年8月9日	
	③新株予約権の数	584個	
	④目的となる株式の種類及び数	11,680株	
	⑤新株予約権の行使期間	2016年8月10日から 2046年8月9日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の 地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に 限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	
取締役(監査等 委員であるもの 及び社外取締役 を除く。)	①名称	株式会社四国銀行第6回新株予約権	2人
	②新株予約権の割当日	2017年8月8日	
	③新株予約権の数	386個	
	④目的となる株式の種類及び数	7,720株	
	⑤新株予約権の行使期間	2017年8月9日から 2047年8月8日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の 地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に 限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	
社外取締役(監 査等委員である ものを除く。)	—	—	—
監査等委員であ る取締役	—	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 大村真敏	70	注2、注3
指定有限責任社員 刀禰哲朗		

注1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額は、これらの合計額を記載しております。

2. 報酬等には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の報酬等として、バーゼルⅢ最終化対応に係る支援業務、新リース基準に係る助言・情報提供及びオペレーショナル・リスク対応に係る助言・支援業務が含まれております。

3. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの算定根拠等について説明を受け、適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は70百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 補償契約

該当ありません。

#### (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人がその職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき当行にとって重大な支障があると監査等委員会が判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関して、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

#### 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

#### 8 業務の適正を確保する体制

##### <業務の適正を確保する体制>

当行は、取締役会における決議により、業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備にかかる基本方針を以下のとおり定め、運用状況を継続的に評価し、必要な改善措置を講じることで、内部統制システムの実効性の向上に努めております。

##### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、法令、定款、行内諸規程及び企業倫理に従った行動をとるための行動規範等を定める。
- ② コンプライアンスへの取り組みを横断的に統括する部門を設置し、遵守状況等の点検、指導、教育を行う。また、内部監査部門は、コンプライアンス統括部門と連携の上、コンプライアンス体制の整備状況と有効性を監査する。これらの活動は、定期的に取り締役に報告する。
- ③ 法令、定款等に違反する行為を発見した場合の相談・通報体制として内部通報体制を構築する。この体制には、相談・通報者がいかなる不利益な扱いも受けないことを保証することを含む。
- ④ 反社会的勢力との関係遮断の基本方針を定め、組織全体としての対応体制を整備する。



(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報は、保存場所、保存期限等、その取り扱いを定める行内規程に従い、体系的かつ確実に保存及び管理（廃棄を含む。）を行う。
- ② 保存・保管された情報は、取締役の求めに応じて、いつでも閲覧可能とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する基本方針を定めた行内規程に基づき統合的リスク管理部門を設置し、当行全体のリスクを統合的に管理するとともに、リスクカテゴリーごとにリスク管理部門を定めて当該リスクを管理する。
- ② 統合的リスク管理部門及びリスクカテゴリーごとのリスク管理部門は、リスク管理に関する行内規程について整備・見直しを図る。
- ③ リスクの保有状況・管理態勢の定期的な把握と適切な対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。
- ④ リスク管理態勢の有効性・適切性を検証する内部監査部門を設置し、そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会に報告する。また、内部監査部門は頭取の直轄とするなど、他の部門から独立して機能が十分発揮できるよう態勢を構築する。
- ⑤ 災害等で銀行の機能が重大な損害を被り、業務の遂行が困難になった場合の緊急措置及び行動基準を定め、被害の最小化や必要業務の迅速かつ効率的な再開を図るため、危機管理計画を策定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントは、取締役会が策定する中期経営計画及び年度経営計画に基づき、業務分掌に定める各部署が経営計画の達成に向けた具体的な行動計画を策定し、推進する。
- ② 経営計画の進捗管理と対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。
- ③ 業務執行のマネジメントでは、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項は全て取締役会に付議することを遵守するほか、事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制をとる。
- ④ 日常の業務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

- (5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当行及びグループ会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、常に連携を密にし、業務の適正を確保して効率的かつ健全に発展することを、業務運営の基本とする。
  - ② グループ会社におけるコンプライアンスやリスク管理を横断的に推進・支援するための、当行におけるグループ会社の管理体制及び重要な業務運営についての事前協議・定例報告事項等を定めたグループの統括規程を制定し、グループ会社の業務の適正を確保する体制を構築する。
  - ③ 当行は、グループ会社において、その規模・業態等に応じて、当行に準じたリスク管理体制を構築させるものとし、当行が設置する委員会において、グループ会社におけるリスクの保有状況・管理体制の定期的な把握と対応策について審議する。
  - ④ 当行の役付取締役、常勤監査等委員及び所管部長はグループ会社の取締役、監査役に就任し、業務の執行状況を監視・監督する。
  - ⑤ 当行の内部監査部門は、当行及びグループ会社の内部監査を実施する。そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく当行の常務会、監査等委員会及び取締役会に報告する。
  - ⑥ グループ会社における法令、定款等に違反する行為の早期発見のため、当行が定める内部通報体制は、グループ会社にも適用する。
  - ⑦ 当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制を整備する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助する部署として監査等委員会室を設置し、専任の使用人を置く。
  - ② 前記の使用人は、監査等委員会の事務局を担う。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動、人事評価、処分等は、監査等委員会の意見を徴する。
  - ② 前記の使用人は、当行の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮・命令下で職務を遂行する。

- (8) 当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人による当行の監査等委員会への報告に関する体制及び当行の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人は、法令に定める事項のほか、行内諸規程に従い、コンプライアンス・リスク管理・内部監査に関する重要な事項、グループ会社の重要な経営・業務執行その他重要な業務執行等について、当行の監査等委員会に報告を行う。
  - ② 当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人は、当行の監査等委員会の定めるところに従い、当行の監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。当行の監査等委員会は、職責を全うするための体制の確保において、監査等委員会規程及び報告・情報提供事項を定めた監査等委員会監査等基準に定める権利を行使できる。
  - ③ 当行は、内部通報制度による相談・通報を行った当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人が、当該相談・通報を行ったことによりいかなる不利益な扱いも受けないことを保証する。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針  
監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当行は速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、常務会等の主要な会議に出席し、出席者との意見交換や情報の収集を行うことができる。
  - ② 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査等委員会との相互認識を深めるよう努める。
  - ③ 監査等委員会が定めた報告・情報提供事項は、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が直ちに検索可能とする体制を構築し、全行に周知・徹底を行う。
  - ④ 内部監査部門である監査部は、監査等委員会と内部管理態勢における課題等について意見交換を行うほか、監査等委員会の監査業務に協力するなど、連携の充実・強化に努める。
  - ⑤ 監査部長の任命・異動については監査等委員会の事前同意を要する。
  - ⑥ 監査等委員会は、監査に必要があるときは、独自に弁護士、公認会計士等の専門家と契約を行うことができる。

### <業務の適正を確保する体制の運用状況の概要>

当行では、内部統制システムの整備について、各業務の所管部が連携して定例的に点検を行い、その結果を取締役に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度（第211期）における運用状況の概要は、次のとおりです。

#### (1) 取締役の職務執行

- ① 定例取締役会を12回、臨時取締役会を3回開催し、法令または定款で定められた経営上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。
- ② 取締役会において決定すべきとされる事項を除く日常の職務執行に際しては、権限の委譲を行い、職務決裁権限規定、業務分掌規定等に則り、職務を執行しております。

#### (2) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス・プログラムを取締役会より委任を受けた常務会で定め、月1回開催するリスク管理委員会で進捗状況をモニタリングするとともに、反社会的勢力との関係遮断などについて審議を行い、その内容については、取締役会に報告しております。
- ② コンプライアンスの啓発を推進するため、各種勉強会を開催しております。また、内部通報制度の整備・強化に努め、制度の内容を含めて、全行に周知・徹底を図っております。

#### (3) リスク管理体制

- ① リスク管理を適切に行うため、各種の管理規定の整備・見直しに努め、その内容については、全行に周知・徹底を図っております。
- ② 業務運営に内在するリスクについては、リスク統括部門が想定されるリスク分析を行い、月1回開催するALM委員会（収益とリスクを統合的に管理し、安定的な収益確保を目的として設置）で審議のうえ、取締役会に報告しております。

(4) グループ会社の管理体制

- ① グループ会社6社に対して、当行のリスク統括部門がリスクの保有状況や管理態勢について確認を行うとともに、内部監査部門が総合監査を実施し、その内容を当行の常務会等に報告しております。
- ② グループ会社の業務執行状況については、当行の取締役会に4回報告しております。

(5) 監査等委員の職務執行

- ① 監査等委員は、取締役会のほか、ALM委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、コンプライアンスや重要な意思決定の過程及び執行状況を把握するとともに、業務執行に関する重要書類の監査を行っております。
- ② 代表取締役との間で4回の会合を開催し、当行の課題、監査上の重要な課題等について意見交換を行うとともに、三様監査会議（監査等委員、監査部、会計監査人）を3回、内部監査部門との会合を12回開催し、情報交換や意見交換を行っております。

**9 特定完全子会社に関する事項**

該当ありません。

**10 親会社等との間の取引に関する事項**

該当ありません。

**11 会計参与に関する事項**

(1) 責任限定契約

該当ありません。

(2) 補償契約

該当ありません。

**12 その他**

該当ありません。



第211期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経資	常 運 収 益	53,908
貸有口預そ	金 出 券 金 利 息 収 当 息	40,876
信 務 入 の 債 融 の 却 式 の 常 金 渡 一 券 利 の 務 払 の 他 国 営	価 出 証 ル け 他 託 取 為 他 等 派 他 債 等 調 金 性 借 マ 取 金 プ 支 等 引 替 業 債 債 業 他 引 出 式 の 他 常 別 定 資 産 損 替 期 及 純 税 等 純	24,926 15,470 82 329 68 0 9,350 1,883 7,467 669 473 196 3,011 167 2,110 733
経資	常 運 収 益	43,674
預讓口借借金そ	金 渡 一 券 利 の 務 払 の 他 国 営	3,904
役 支 そ 外 国 国 営	利 金 一 支 支 支 等 引 替 業 債 債 業 他 引 出 式 の 他 常 別 定 資 産 損 替 期 及 純 税 等 純	2,123 47 393 0 84 1,243 12 3,174 259 2,915 10,606 5,429 3,197 1,474 504 23,653 2,335 1,174 617 145 11 277 109
経特	固 定 資 産 損 替 期 及 純 税 等 純	10,234
特	固 定 資 産 損 替 期 及 純 税 等 純	37
税 法 法 法 当	店 前 建 当 民 税 等 純	290
	店 前 建 当 民 税 等 純	9,981
	店 前 建 当 民 税 等 純	2,962
	店 前 建 当 民 税 等 純	98
	店 前 建 当 民 税 等 純	3,061
	店 前 建 当 民 税 等 純	6,920

第211期末 (2025年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	178,834	預金	2,950,053
買入金銭債権	8,490	譲渡性預金	28,455
金銭の信託	2,715	債券貸借取引受入担保金	40
有価証券	1,012,883	借入金	182,830
貸出金	2,103,425	外国為替	69
外国為替	7,343	その他負債	44,362
その他資産	27,005	退職給付に係る負債	64
有形固定資産	33,416	役員退職慰労引当金	7
建物	9,517	睡眠預金払戻損失引当金	198
土地	22,114	繰延税金負債	812
リース資産	149	再評価に係る繰延税金負債	4,207
建設仮勘定	244	支払承諾	3,832
その他の有形固定資産	1,389	負債の部合計	3,214,935
無形固定資産	2,019	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,985	資本金	25,000
その他の無形固定資産	34	資本剰余金	9,699
退職給付に係る資産	11,302	利益剰余金	114,109
繰延税金資産	48	自己株式	△ 884
支払承諾見返	3,832	株主資本合計	147,924
貸倒引当金	△ 16,169	その他有価証券評価差額金	△ 4,745
		繰延ヘッジ損益	4,264
		土地再評価差額金	8,394
		退職給付に係る調整累計額	4,191
		その他の包括利益累計額合計	12,104
		新株予約権	40
		非支配株主持分	143
		純資産の部合計	160,213
資産の部合計	3,375,148	負債及び純資産の部合計	3,375,148



第211期 (2024年4月1日から  
2025年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		53,833
資金運用収益	40,462	
貸出金利息	24,932	
有価証券利息配当金	15,049	
コールローン利息及び買入手形利息	82	
預け金利息	329	
その他の受入利息	68	
信託報酬	0	
役員取引等収益	9,632	
その他の業務収益	669	
その他の経常収益	3,068	
償却債権取立益	167	
その他の経常収益	2,901	
経常費用		43,552
資金調達費用	3,902	
預金利息	2,122	
譲渡性預金利息	46	
コールマネー利息及び売渡手形利息	393	
債券貸借取引支払利息	0	
借入金利息	84	
その他の支払利息	1,256	
役員取引等費用	2,679	
その他の業務費用	10,607	
営業経常費用	23,804	
その他経常費用	2,558	
貸倒引当金繰入額	1,373	
その他の経常費用	1,184	
経常利益		10,281
特別利益		37
固定資産処分益	37	
特別損失		290
固定資産処分損失	35	
減損損失	221	
本店建替関連費用	33	
税金等調整前当期純利益		10,028
法人税、住民税及び事業税	3,139	
法人税等調整額	71	
当期純利益		3,210
当期純利益		6,817
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		6,813

## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社 四国銀行  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真 敏  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社四国銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第211期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、適読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあるかと判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社 四国銀行  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真 敏  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社四国銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社四国銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業の専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 監査人が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

## 監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第211期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

株式会社 四国銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	西村 純子
監査等委員	稲田 知江子
監査等委員	金本 康
監査等委員	酒井 俊和

(注) 監査等委員 稲田知江子、金本康及び酒井俊和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

(ご参考)

## 第211期末信託財産残高表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
現 金 預 け 金	5 6	金 銭 信 託	5 6
合 計	5 6	合 計	5 6

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 共同信託他社管理財産一百万円  
3. 元本補填契約のある信託は、2025年3月31日現在取扱っておりません。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 会社提案

第1号議案、第2号議案は、会社提案によるものであります。

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、2024年11月に株主還元方針を変更し、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%以上を目標とすることとしております。

当期末の配当金につきましては、この方針に基づきつつ、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、1株当たり25円とさせて頂きたいと存じます。

なお、2024年12月にお支払いいたしました中間配当金（1株当たり25円）を含め、この1年間にお支払いする普通株式の配当金の合計は1株当たり50円となり、前期（2023年度）にくらべ、1株当たり10円の増配となります。

##### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当行普通株式1株につき金25円                      総額 1,046,511,325円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月30日

##### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額  
別途積立金    5,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金                                      5,000,000,000円

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位等
1	山元文明 <small>やまもとふみあき</small> <span>男性</span> <span>再任</span>	取締役会長
2	小林達司 <small>こばやし たつじ</small> <span>男性</span> <span>再任</span>	取締役頭取
3	橋谷正人 <small>はし たに まさと</small> <span>男性</span> <span>再任</span>	常務取締役
4	白石功 <small>しら いし いさお</small> <span>男性</span> <span>再任</span>	常務取締役
5	伊東瑞文 <small>いとう みつふみ</small> <span>男性</span> <span>再任</span>	取締役徳島営業本部長
6	常光憲 <small>つねみつ けん</small> <span>男性</span> <span>再任</span>	取締役本店営業部長
7	植田剛生 <small>うえ たけお</small> <span>男性</span> <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立役員</span>	

※ 独立役員 …… 東京証券取引所届出独立役員

候補者  
番号 1 やまもと ふみ あき  
山元 文明 (1954年9月24日生)

再任



所有する当行株式の数  
67,706株

2024年度の  
取締役会出席状況  
86.7% (13回/15回)

#### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	当行入行	2014年6月	当行常務取締役
1997年7月	当行総合企画部長代理	2015年6月	当行専務取締役
2006年6月	当行総合管理部長	2016年4月	当行取締役頭取
2010年6月	当行取締役総合企画部長	2023年6月	当行取締役会長 現在に至る

#### ■ 重要な兼職の状況

公益社団法人高知法人会 会長  
一般社団法人高知県法人会連合会 会長

#### ■ 取締役候補者とした理由

2010年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2015年6月から専務取締役、2016年4月から取締役頭取、2023年6月からは取締役会長としてその職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者  
番号 2 こばやし たつ じ  
小林 達司 (1960年6月4日生)

再任



所有する当行株式の数  
43,811株

2024年度の  
取締役会出席状況  
100% (15回/15回)

#### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2016年6月	当行取締役総合企画部長
2003年2月	当行総合企画部長代理	2018年6月	当行常務取締役
2012年2月	当行総合企画部副部長	2023年6月	当行取締役頭取 現在に至る
2014年6月	当行執行役員総合企画部長		

#### ■ 重要な兼職の状況

一般社団法人高知県銀行協会 会長

#### ■ 取締役候補者とした理由

2016年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2018年6月から常務取締役、2023年6月からは取締役頭取としてその職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。



候補者  
番 号 **3** はし たに まさ と  
**橋谷 正人** (1960年12月14日生)

再任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2015年6月	当行岡山支店長
2004年7月	当行中村駅前支店長	2017年6月	当行執行役員営業統括部長
2007年2月	当行守口支店長	2020年6月	当行取締役営業統括部長
2010年2月	当行営業統括部長代理	2021年6月	当行取締役本店営業部長
2012年6月	当行丸亀支店長	2023年6月	当行常務取締役 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

所有する当行株式の数  
26,517株

2024年度の  
取締役会出席状況  
100% (15回/15回)

2020年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2023年6月から常務取締役をつとめ、人事部門、コンサルティング部門等を統括し、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者  
番 号 **4** しら いし いさお  
**白石 功** (1962年9月13日生)

再任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2017年6月	当行東京支店長
2008年7月	当行香長支店長	2018年6月	当行審査部長
2010年6月	当行坂出支店長	2020年6月	当行取締役審査部長
2013年2月	当行尼崎支店長	2022年3月	当行取締役総合企画部長
2015年6月	当行大阪支店長	2023年6月	当行常務取締役 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

所有する当行株式の数  
24,747株

2024年度の  
取締役会出席状況  
100% (15回/15回)

2020年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2023年6月から常務取締役をつとめ、リスク管理部門、システム部門等を統括し、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 **5** <sup>いとう</sup>伊東 <sup>みつ ぶみ</sup>瑞文 (1967年11月8日生)

再任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月	当行入行	2018年6月	当行総合企画部長
2009年8月	当行お客さまサポート部長代理	2020年3月	当行中村支店長
2014年6月	当行お客さまサポート部長	2021年4月	当行中村支店長兼入野出張所長
2016年4月	当行法人サポート部長	2022年6月	当行取締役徳島営業本部長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

営業、コンサルティング、企画業務等に携わった豊富な業務経験を有しており、2022年6月の取締役就任以来、その経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の意思決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

所有する当行株式の数  
11,989株

2024年度の  
取締役会出席状況  
100% (15回/15回)

候補者番号 **6** <sup>つね みつ</sup>常光 <sup>けん</sup>憲 (1969年3月24日生)

再任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月	当行入行	2018年6月	当行法人サポート部長
2012年2月	当行人事部長代理	2019年4月	当行コンサルティング部長
2016年9月	当行桂浜通支店長	2023年6月	当行取締役本店営業部長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

営業、人事、コンサルティング業務等に携わった豊富な業務経験を有しており、2023年6月の取締役就任以来、その経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の意思決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

所有する当行株式の数  
9,362株

2024年度の  
取締役会出席状況  
100% (15回/15回)

候補者  
番号

7

う え だ  
植田た け お  
剛生

(1964年6月15日生)

新任

社外取締役

独立役員



所有する当行株式の数

—

2024年度の  
取締役会出席状況

—

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月	安田生命保険相互会社入社	2022年4月	同社常務執行役
2004年1月	(合併により明治安田生命保険相互会社に改称)	2023年4月	同社常務執行役グループコンプライアンス責任者
2016年4月	同社証券運用部長	2025年4月	同社専務執行役グループコンプライアンス責任者(現職)
2018年4月	同社「お客さまの声」統括部長		現在に至る
2020年4月	同社執行役員特定保険商品運用部長		

### ■ 重要な兼職の状況

明治安田生命保険相互会社専務執行役グループコンプライアンス責任者

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督などの役割を適切に果たすことが期待でき、当行の持続的成長と企業価値向上につながるものと判断したことから、社外取締役候補者としたものであります。

なお、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたします。

- 注1. 取締役候補者と当行との間に特別な利害関係はありません。
2. 植田剛生氏は社外取締役候補者であります。
3. 植田剛生氏は、選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 当行は、植田剛生氏の選任が承認された場合には、当行と同氏との間で会社法第423条第1項に基づく責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。
5. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者(新任取締役候補者を除きます。)は当該保険契約の被保険者になっており、本議案が原案通り承認可決され、各候補者が当行の取締役に就任した場合、新任取締役候補者を含む各候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含められることとなります。又、任期中において、次回更新時に同内容での更新を予定しております。

## (ご参考) スキル・マトリックス

取締役候補者の専門性と経験は、以下のとおりであります。

氏名		企業経営	人事マネジメント	デジタル戦略	コンサルティング / 地方創生	市場運用	リスクマネジメント	財務・会計	法律
監査等委員でない取締役	山元 文明	男性							
	小林 達司	男性							
	橋谷 正人	男性							
	白石 功	男性							
	伊東 瑞文	男性							
	常光 憲	男性							
	植田 剛生	男性	新任	社外					
監査等委員である取締役	西村 純子	女性							
	稲田 知江子	女性	社外						
	金本 康	男性	社外						
	酒井 俊和	男性	社外						

※上記は、各人の有するすべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

## スキルの定義

### ■企業運営に必要な基本的なスキル

スキル	スキル定義
企業経営	企業統治及び中長期的な経営戦略を策定・管理するための知識・経験を有している。
財務・会計	財務・会計に関する知識・経験を有している。
法律	法務に関する高度な専門性を有している。

### ■中期経営計画を実現するために必要なスキル

スキル	スキル定義
人事マネジメント	多様な人材が活躍できる仕組みの整備や適正な人事・労務管理を行うための知識・経験を有している。
デジタル戦略	デジタルを活用した業務改革やビジネス戦略を策定・管理するための知識・経験を有している。
コンサルティング / 地方創生	お客さまや地域の課題解決に向けた事業戦略を策定・管理するための知識・経験を有している。
市場運用	中長期的な企業価値の向上に資する運用戦略を策定・管理するための知識・経験を有している。
リスクマネジメント	当行に存在するリスクを適切に管理・運営するための知識・経験を有している。

## 株主提案

第3号議案から第6号議案は、株主提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、310個であります。

議案の「提案内容」「提案理由」等は、誤字・脱字及び事実認識を含め提案株主から提出されたものを原文のまま記載しています。

### 第3号議案 定款一部変更の件（1）

#### 1. 提案内容

（株）四国銀行を（株）四国大和銀行に改名。

#### 2. 提案理由

1 四銀に最高裁で勝訴し、約15年たつ。提案権行使は通算11回目。

県内トップの四銀。いくら高知県が人口減対策予算を組んでも効果なし。

出生も全国最少。人口減は止まらない。

県内企業の育成も進まない。高知のガソリンは全国トップクラス。高知の軽油値段より、一山超えた四国中央市のガソリンが安い。

トップの座を返上したい県民。その逆境でも、いよぎんHDより四銀の配当金が高い優秀。

私が株主である大和証券は四銀に次ぎ岩手銀と包括業務提携を結んだ。

また同行の証券口座継承もし、社員も出向させ営業連携も果たした。四銀に次ぎ二例目。提携合併会社7行と組み身動きが取れない東海東京証券とは一味違う。コア業務だけでは経営無理。これが地銀の姿。地銀再編は避けられない。高知県は秋田県などと並び人口減少と高齢化が激しい県。また、地盤沈下が激しく南海地震の影響も懸念される高知県。四銀は暫く、大和証券と組み延命を図ること。

### 第3号議案に対する取締役会の意見

**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

当行は、明治11年に第三十七国立銀行として誕生し、大正12年に株式会社四国銀行に商号を変更し、今日に至っております。歴史もあり広く周知されている現在の称号がふさわしいと考えております。

したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第4号議案 定款一部変更の件（2）

### 1. 提案内容

県内上場企業へ四銀〇Bの取締役就任は自粛せよ。

### 2. 提案理由

高知県内には十数社前後の上場企業が存在。2024年度暮れに発行された某紙面では地銀98行中四銀の本業衰退度ランキングは悪い方から数え44番。つまり本業利益率の低さや、運用総合利回りも悪い。

かつて約50億円の売り上げを上げ、毎期経常損失や純損失があった土電。「四銀一高知県一土電」というトライアングルの中で、経営を継続した。

しかし、「高知県暴力断排除条例」に抵触したことで県予算凍結・四銀などの取引銀行の融資見直しにより、会社は消滅。かつて、土電は3%の借入金利息を四銀に支払っていたドル箱。それは県などの補助金の後ろ盾があったからこそ出来た融資。四銀は昔から巷では、融資は殿様感覚だと言われる。その殿様が高知県内の上場企業に天下れば県内上場企業の飛躍はない。

一例、2024年度11月に開催された「技研製作所」の定時株主総会、株主から世界に羽ばたく企業と宣言するが、役員すべて県内人と皮肉。

## 第4号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当行〇Bが県内上場企業の取締役や監査役に選任される場合がありますが、その選任については、当該企業が当行から独立した立場で適正かつ透明なプロセスを経て行っているものであり、当行出身者であるという出自のみをもって、当該企業の判断を否定することは適切ではないと考えます。

そもそも、定款に役職員退職後の進路の制限を設け、採用する企業の自主的な経営判断や、就業における個人の自由意思を妨げることは認められないと考えますので、その意味でも、かかる定款変更は適切でないと考えます。

したがって、取締役会は本議案に**反対**いたします。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名解任の件

### 1. 提案内容

- (1) 取締役 伊東瑞文氏を解任する。
- (2) 取締役 恒光 憲氏を解任する。

### 2. 提案理由

#### (1) 取締役 伊東瑞文氏 提案理由

四銀は地銀98行で「本業衰退度」ランキングは某紙で、悪い方から数え44番。株主は同情する。金が回らない高知県。一山超えた四国中央市のガソリンは高知の軽油値段よりも安い。

また、高知県は人口減に拍車がかかり、空き家率も全国2位。すべての下位を独占する勢いだ。銀行に大事な、預金不足もワースト40行に入り堂々の9位。経済基盤の弱い高知県。これで預金不足も納得である。

伊東氏が取締役に推薦された理由は「営業、コンサルティング、企画業務等」に携わった豊富な業務経験があると聞く。伊藤氏は経済が回らない高知県でなく、活躍の場は徳島営業本部長。地銀時価総額順位73社中28番の阿波銀行。73社中47番の四国銀行。徳島は嘗て四銀の勢力地域。伊藤氏は徳島で営業、コンサルティング、企画業務等に携わった豊富な業務経験を活かしきれてない。上場地銀73行中経費率ワーストランキング27位24年3月期79.1%と悪い。



(2) 取締役 恒光 憲氏 提案理由

営業、人事、コンサルティング業務等に豊富な業務経験がある。現在本店営業部長。配当金では四国アライアンス4行内で最下位のドケチ銀行「いよぎんHD」の配当金40円を、はるかに超える50円。また株主還元の配当方針も安定配当から配当性向3割以上目標に変更した。賞賛する。高知県は人口減・地場産に乏しく、融資先の減少で、岩手銀より先に大和証券との包括契約による資金運用は正解だった。これから地銀の本業衰退度は加速する。しかし、第一銀の使命は果たさなければならない。銀行は貸し出しに回らなかった資産の運用は、株式や国債、債権、外国証券、投資信託などの有価証券の投資は正解。安定した株主配当をする為、四銀は事業承継ビジネスで稼ぐのも良い。愛媛県は売上高300億円以上の企業は30社以上存在。四銀過去の徳島エリア後退が響く。恒光氏は営業店の統合・人事など。まだまだROAの向上に対し、積極性が欠ける。

### 第5号議案に対する取締役会の意見

**取締役会としては、本議案に**反対**いたします。**

取締役 伊東瑞文、取締役 常光憲の両氏は、取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当行グループの発展、経営基盤の強化に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役3名解任の件

### 1. 提案内容

- (1) 西村純子氏を解任する。
- (2) 稲田智江子氏を解任する。
- (3) 金本 康氏を解任する。

### 2. 提案理由

#### (1) 西村純子氏 提案理由

総資産は銀行の規模を示す指標。現在、四銀は約3,379,463百万円。

第一・第二地銀合わせ99番中、上から数え53番くらいの位置。

四国第一地銀では4番手。私が株主である第二地銀である愛銀は約2,885,249百万円で、その差は494,214百万円となる。

四銀は新本社ビルの構想を発表。どれだけの予算建築物なのか株主は闇の中。

本社ビルは、人口減・貸付先現象など建物に見合った仕事の指数・建築物は金を生まない代物だ。

低配当路線の「いよぎんHD」に対抗する本社ビルでは困る。四銀は配当方針を配当性向3割以上目標に変更した常識ある銀行。監査役とは費用対効果を監視すべき仕事。また企業のガバナンスも強化し、透明性の確保など重要な役割を果たすのも監査役。監査役は独立した立場で業務を行うべき。まだまだ、経営陣からの影響を受けている四銀監査役。過去の、株主代表訴訟で個人株主に敗北し、記念すべき判例を作った銀行である。強い覚悟で監査すべきである。

(2) 稲田智江子氏 提案理由

稲田智江子氏は弁護士。コーポレートガバナンス上の助言・提言は少しも見えない。2018年社外取締役で解任。2022年度監査役で解任。本年で三度目の解任となり解任三度は珍しい。稲田氏の役割とは四銀にコーポレートガバナンス上の重要な事項に対し、取締役会に助言・提言を求めるとある。効果は全くない。2018年・2021年の顧問・相談役の廃止提案は全部で4回提出。しかし、相談役廃止が実現したのは、青木氏が高知商工会議所会頭を辞めた時。

また旧土電問題。2019年度貸倒引当金問題。2020年度は融資先である高知市のAに対する某エージェントとを通じた貸付金回収困難問題。元土電社長（四銀OB）に対する13億3千万円の支払い命令のなど数多くの問題点を株主は提案。これまで弁護士としてコーポレートガバナンス上の重要な事項に対して取締役会に対して助言・提言した影もない。株主は稲田氏の職歴に、何の役割効果も感じない。社外取締役・監査役の存在なし。

(3) 金本 康氏 提案理由

金本 康氏は2020年6月から社外取締役・監査役に就任。監査役は企業や組織の財務状況や業務運営が適切であるかを株主に変わり監視・確認することが仕事。特に四銀は最高裁で敗訴し判例を作った全国でも珍しい銀行。監査役は株主側に立つことが四銀監査役の使命である。

これまで沢山の事例を提案した。一例として2020年から相談役廃止・役員数削減・高知市Aに対する某エージェントとの貸付の件約40億円・元土電社長（四銀OB）に対する約13億3千万円の支払い命令の顛末・ゴルフ場経営に関する約12億円の回収金の顛末・旧土電・県交通に関する6行で26億円から28億円の債権放棄・旧闘犬センター破産による負債額17億円超えの損害額についての顛末など追及された項目はキリがないほどある銀行。数多くの事例を抱える四銀であるが、金本氏の社外独立役員としての活躍ぶりなし。数合わせ役員の一員。経費の無駄使い。つまり「お飾り社外取締役」と言える。

## 第6号議案に対する取締役会の意見

**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

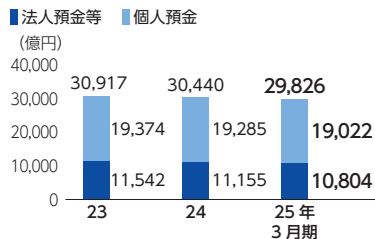
監査等委員である取締役 西村純子、監査等委員である取締役 稲田知江子及び監査等委員である取締役 金本康の3氏は、取締役監査等委員就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、法令及び定款に従いその職務を遂行し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言及び提言を行い、十分にその職責を果たしております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

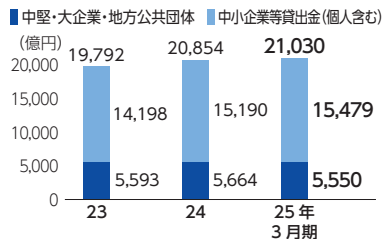
以上

## 財務ハイライト

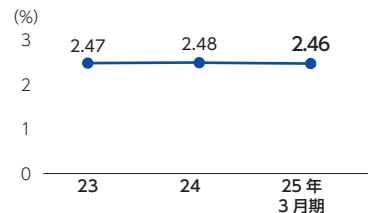
預金等残高（譲渡性預金含む）



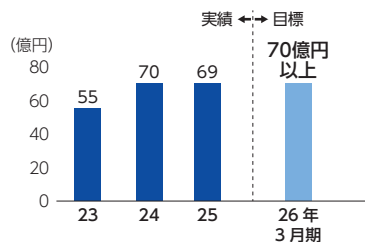
貸出金残高



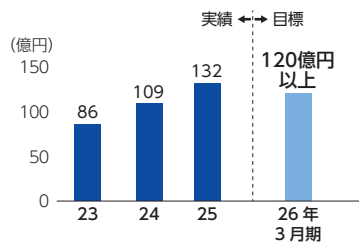
不良債権比率



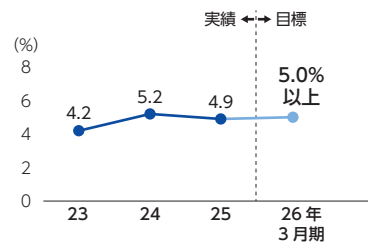
当期純利益



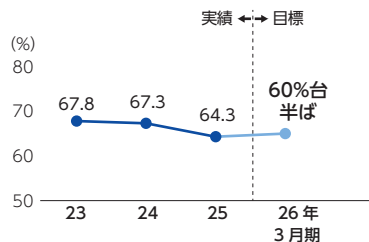
コア業務純益（投資信託解約益を除く）



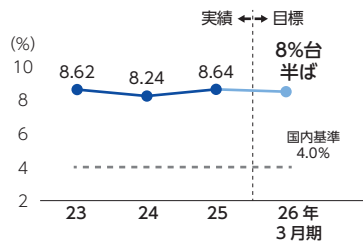
ROE（株主資本ベース）



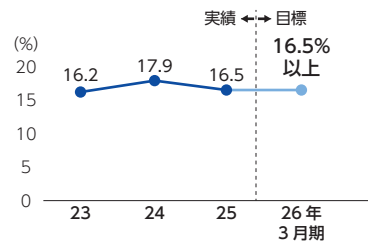
OHR（コア業務粗利益ベース）



自己資本比率



非金利収益比率

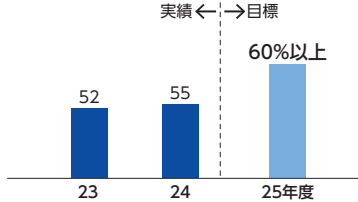


## 非財務ハイライト

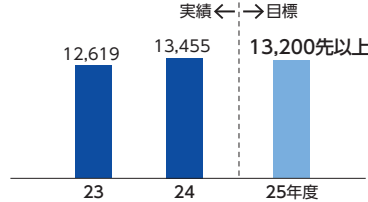
### 中期経営計画2023の数値目標

#### お客さまの企業価値の向上

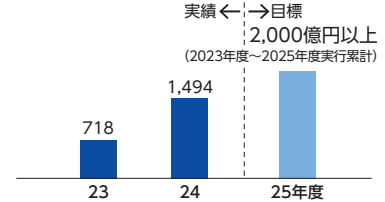
企業価値が増加した融資取引先の割合  
(2024年3月末基準との比較)



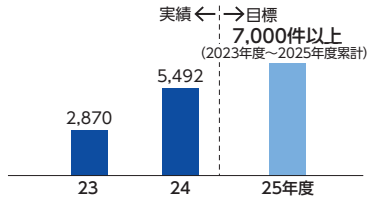
#### 事業所融資先数



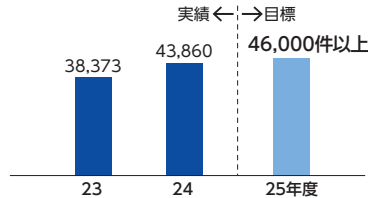
#### サステナブルファイナンス実行額



#### 事業承継・M&A支援件数

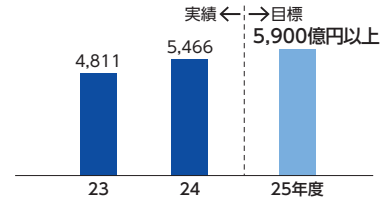


#### 証券口座数



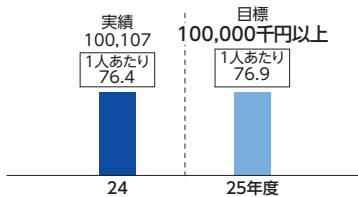
#### 預り資産等残高

※株式、円建債券(個人向け国債含む)、外国債券、投資信託、ファンドラップ、生命保険の合計残高

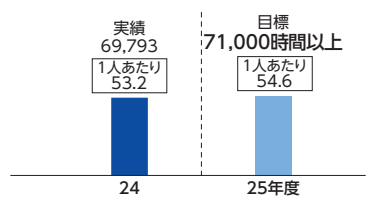


### 当行の事業活動を支える人的資本強化への取組み

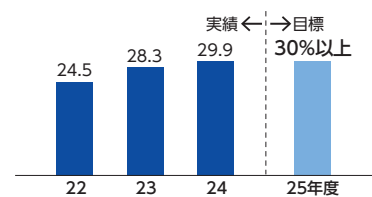
#### 人財育成投資額



#### 研修時間



#### 監督職以上に占める女性比率



## 株主総会会場ご案内図

高知市南はりまや町一丁目1番1号

**四国銀行 本店 5階 大会議室** 電話：088-823-2111 (代表)



交通の  
ご案内



とさでん交通

はりまや橋駅 徒歩すぐ



JR

高知駅より 徒歩約10分

駐車場の収容台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用  
くださいますようお願い申し上げます。

※本店建替工事の為、第1駐車場は現在閉鎖しております。